

大正十二年氣多若宮神社の臨時大祭について

田端 德弘

一 はじめに

飛驒の大祭の起源について菱村正文「飛驒の大祭」『飛驒春秋第九十号一九六五年』の中で、飛驒一之宮水無神社で安永八年（1779）八月十三日から三日間行われた大祭が史料上の初見であると指摘している。また、大祭は、全国的に類例を見ない飛驒のみに行われる特殊神事であると述べている。安永八年以来二百四十年以上経過しているが、飛驒では、この間幾多の大祭が斎行されてきた。

氣多若宮神社が大正十二年（1923）に斎行した臨時大祭は、当初は大正七年（1918）に予定されていた。しかし、準備日数不足や神社の施設や環境整備等の要因により日程変更を繰り返しながら、最終的には大正十二年五月六日から十日までの五日間、氏子や飛驒地域の神社の理解と協力を得て斎行された。

氣多若宮神社所蔵史料の中に、
大正十二年の臨時大祭、昭和四十
年（1965）の式年大祭、昭和
六十一年（1986）の式年大祭
斎行の史料が現存している。

今回の史料紹介では、大正十二
年の臨時大祭に關わる史料を取り
上げる。この史料は、「大正十二年



図1 臨時大祭書類箱

十二月 臨時大祭書類 併社務所 玉垣新築費 本殿金具新調神輿修繕費書類 郷社氣多若宮神社」と墨書きされた一つの箱の中に収められた一連の史料、全八十二点であり、年代は大正九年（1920）から大正十二年に渡っている。

この中から、「臨時大祭事務章程綴」・御分靈招請状・御分靈供奉予定回答の葉書・「御分靈入御還御記載簿」・「庶務部日誌」・「殿外裝飾係日誌」を取り上げ、臨時大祭斎行の実相に少しでも迫っていただきたい。なお、史料紹介にあたっては、異体字等現用漢字に変更している。

二 史料紹介（一）郷社氣多若宮神社「臨時大祭事務章程綴」

郷社氣多若宮神社臨時大祭事務所規定

第一条 大祭事務所ヲ郷社氣多若宮神社臨時大祭事務所ト称シ左ノ役員ヲ置ク

第二条 本所ニ左ノ三部役員及各係役員ヲ置キ大祭ニ関スル事務ヲ分担ス

庶務部長一名 副長 若干名 部員 若干名

（二）御分靈送迎係（二）殿外裝飾係（三）電燈係

（四）点燈係（五）警備係（六）衛生係（七）舞殿係

（八）一般休憩所係（九）御神輿及祭器預り係

（十）殿内裝飾係

各係長一名 副長 若干名 係員 若干名
但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得
祭典部長一名 副長 若干名 部員 若干名

(二) 神饌係 (二) 神職係 (三) 雅樂係 (四) 神樂係
 (五) (殿内点燈係 殿守係 神樂舞係) (六) 采女係
 各係長一名 副長 若干名 係員 若干名
 但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得
 会計部長一名 副長 若干名 部員 若干名
 (二) 献備品 (二) 上納係 (三) 用度係 (四) 饗應係
 (五) 直会準備係 (六) 直会神酒係
 各係長一名 副長 若干名 係員 若干名
 但事務ノ都合ニヨリ係長副ヲ置サルコトヲ得
 第三条 総裁ハ臨時大祭ニ関スル一切ノ事務ヲ総括ス
 第四条 副総裁ハ總裁ヲ補ケ總裁不在ノ時ハ之カ代理ヲナス
 第五条 顧問は總裁の諮詢に応シ重要事項ヲ協定す
 第六条 本所ニ大祭日誌ヲ備へ処理シタル緊要ノ事項並ニ本所役員ノ
 出勤宿直者氏名ヲ記載ス
 第七条 各部係ノ事務要項ハ其章程ノ定ムル所ニ依ル

庶務部事務章程

第一条 本部ハ臨時大祭ニ関シ庶務ニ属スル總テノ事務ヲ總理ス
 第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク
 部長一名 副長 若干名 部員 若干名
 第三条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク
 御分靈送迎係 殿内裝飾係 殿外裝飾係 電燈係
 点燈係 警衛係 衛生係 舞殿係 一般休憩所係
 御神輿及祭器預り係
 第四条 本部ハ左ノ事務ヲ担任ス

御分靈送迎係事務章程

第一条 当係ハ庶務部ニ隸属シ召請神社御分靈ヲ警護送迎スルコトヲ
 担任ス
 第二条 事務ヲ統一スルタメ係長一名副長若干名ヲ置ク
 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ係長ノ指示ニ従ヒ前条ノ
 事務ヲ分掌ス
 第三条 警護送迎ノ区域ハ坂下旗下迄トス
 第四条 招待神社ノ御神輿ハ唐櫃祭具ヲ預リ不敬ニ涉ラザル様保護ス
 ルモノトス
 第五条 御分靈送迎ニハ袴ヲ着用ノコト
 但夜間不得止事情アルトキハ羽織袴ヲ着用スルコトヲ得

第七条 必要物品アルトキハ係長及庶務部ノ検印ヲ得テ会計部へ請求スル事

スル事

第八条 臨時発生セシ事件ハ庶務部へ協議ノ上処理スルコト

*以下の事務章程は、省略。殿内装飾事務章程・殿外装飾事務

章程・電燈及点燈係事務章程・警衛係事務章程・衛生係事務章

程・舞殿係事務章程・一般休憩係事務章程

会計部事務章程

本部ハ会計ニ関スル事務ヲ総括シ金穀物品ノ出納ヲ担任ス

第一条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク

部長一名 副長 若干名 部員 若干名

第二条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク

用土係 上納係 饗応係 直会準備係 直会神酒係

献備品係 係長一名 副長若干名 係員若干名

第四条 祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

但祭日前後ノ事務ハ別ニ定ムル所ニ拠ル

一日限り献納金穀物品ヲ上納所係ヨリ受領監守スルコ

ト

二 各係ヨリ物品ノ借入買入ノ請求アリタルトキハ

調査ヲ遂ケ必要ト認ムルモノニ限り認印ノ上

其調達方ヲ用度係ニ命スルコト

三 請負人ヨリ受取タル饗饌菓子及神饌係ヨリ受領シ且購入セシ茶菓其他ノ品ハ嚴重ニ保監シ直会準備係及神職

賄人へ供給スルコト

四 毎日直会準備係ヨリ納付スル直会券ト供給セシ饗饌菓子

数ヲ調査スルコト

五 祭官ニ要スル飲食物夜具其他ノ物品ハ神職ヨリ毎日提出スル祭官出勤簿ニ依リ準備スルコト

六 借入品ノ受渡ヲ明細ニスルコト

七 購求物件代金其他ノ支払ヲナスコト

八 大祭中交代宿直ヲナスコト

九 人夫及小使ヲ各部ヨリ請求アリタルトキハ必要ト認ムルモノニ限り其供給ヲナスコト

第十条 第四条掲記ノ金穀物品ノ受渡ヲナストキハ其係員若クハ関係者ノ検印証印ヲ徵スヘシ

第十二条 第四条中普通事件ノ外ハ總裁ノ決裁ヲウクルモノトス所要ノ帳簿ヲ備ヘ金穀物品ノ出納ヲ明記ス

第十三条 第八条臨時発生セシ事件ハ總裁ノ決裁ヲ經テ処理スルモトス

第十四条 用度係事務章程

第一条 当係ハ会計部ニ隸属シ必要ノ器具雑品ヲ調度スル事ヲ担任ス

第二条 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル

第三条 既ニ新調シ又ハ借入タル物品ハ各係配布スルコト

二 各係ヨリ会計部ヲ経テ請求セシ物品ヲ供給スルコト

三 必要ノ物品ハ会計部当係保監ノ買物帳借物帳ヲ以テ買入

借入ヲナスコト

四 買物借物ニシテ不要ニ属スル時ハ即時処置ヲナスコト

- 五 祭日終了後各係配布ノ物品ヲ集纏シ処理ヲナスコト
 六 集纏セシ物品不足ヲ生シタルトキハ事実取調ノ上其係
 ヲシテ償ハシムルコトヲ得
 第四条 第三条第一号第二号ノ物品ハ其係長副又ハ係員及部長副ノ
 檢印アリテ必要ト認メタル上帳簿ニ受印ヲナサシメ交付ス
 ベシ
 第五条 第三条第三号乃至第六号ハ会計部ニ協議シ其指示ヲ待チテ
 处理スベシ
 第六条 総テ物品ノ受渡ヲナストキハ相手方ノ証印ヲ要ス
 第七条 臨時発生セシ事件ハ会計部又ハ庶務部協議ノ上処理スベシ
 *上納係事務章程・饗応係事務章程・直会準備係事務章程・
 直会神酒係事務章程・獻備品係事務章程略

- 祭典部事務章程
- 第一条 本部ハ臨時大祭祭典ニ関スル總テノ事務ヲ總理ス
 第二条 本部ニ左ノ役員ヲ置ク
 部長一名 副長 若干名 部員 若干名
 第三条 本部ニ左ノ諸係及役員ヲ置ク
 神饌係 神職係 雅樂係 采女係 神樂係
 神樂舞係 殿守係 殿内獻燈係
 第四条 本部ハ左ノ事務ヲ担任ス
 一 神饌ハ予算ニヨリ其係員ヲシテ之ヲ調達セシメ撤饌ハ
 係ヨリ会計部ヘ下渡ス可キモノトス
 二 本部各係ヨリ物品買入借入ノ請求アルトキハ審査ヲ遂
 ケ必要ト認ムルモノニ限り品質數量ヲ定メ部長検印ノ
 上其係ヨリ会計部ヘ請求スルコト
- 三 本部及各係中必要ノ人夫小使ハ会計部ヘ請求スルコト
 四 祭典ノ時刻ハ其日ノ典禮ニ照会シ總裁局ヲ初メ各部諸係
 へ通知スルコト
 但神樂係 雅樂係 采女係 神饌係ヘハ至急ヲ要ス
 五 每祭總代拝者ノ員数ヲ定メ各係順次平等ニ配当シ其都度
 通知スルコト
 六 殿内ノ清潔ヲ注意スルコト
 七 日誌ヲ記録シ日勤簿其他必要ナル帳簿ヲ調整明記スルコ
 ト
 八 本部ニ属スル各係ヨリ提出セシ普通事ノ外ハ總裁局ノ決
 裁ヲ經テ執行スルコト
- 神饌係事務章程
- 第一条 当係ハ祭典部ニ隸属シ神饌ヲ調理スルコトヲ担任ス
 第二条 当係ニ係長一名 副長若干名ヲ置ク
 係員ハ祭日中早朝ヨリ詰所ニ出勤シ左ノ事務ヲ掌ル
 第三条 一 神饌用器ヲ準備スルコト
 其種類大約左ノ如シ
 三宝 八脚台 瓶子皿 水器 神水桶 洗桶 手桶
 大小柄杓 組庖丁 布巾(五尺) 紙 水引 素燒盃
 長柄銚子一組 承壺 出シロ 神酒入瓶(約式升入)
 竹製小杓 上戸
 第四条 二 神饌幣帛ハ部長ヨリ交付セシ予算書ニ拠リ調達スルコト
 第三条第一号ノ物品ハ会計部ヨリ収領スルコト

第五条 予算外ノ神饌ヲ要スルトキハ係長副ノ検印ヲ以テ部長ノ承認ヲ受クベシ

第六条 神饌物調達ノ方法ニ関シテハ予メ部長ト協定スルモノトス

第七条 撤饌ハ会計部へ下渡ス可キモノトス

第八条 神饌受渡ノ際ハ神饌受渡簿ニ其品目数量ヲ明記シ受印ヲ要ス

第九条 招請神社御分靈御還幸ノ際ハ其撤饌ヲ供奉員ニ交付スルモノ

トス

第十条 神饌ノ調理ニ從事スル者ハ毎日入浴シ清浄ノ衣服ヲ着用シ且

覆面ヲ要ス

第十二条 神饌出来ノ都度神職ノ点検ヲ請求スベシ

第十三条 臨時発生セシ事件ハ祭典部及会計部ト協議ノ上処理スルモノトス

* 神職係事務章程・雅樂係事務章程・神樂係事務章程・采
女係事務章程・神樂係事務章程・殿守係事務章程・殿内獻
燈係事務章程略

①資料の解説

「臨時大祭事務章程綴」は、B5版四十八頁にわたる史料で小冊子となって現存している。これは、臨時大祭斎行の基盤となる大変重要なものである。役員構成や各部・各係の構成そしてそれらの職務内容を具体的に記述しており、これに基づいて臨時大祭が組織立てられ、運営されたと考えられる。

事務章程の構成は、事務所規程・庶務部事務章程・会計部事務章程・祭典部事務章程の四部である。

事務所規程は、臨時大祭斎行の中枢となる総裁・副総裁・相談役

などの役員の配置とその職務内容、実際の実務を執行するための組織として庶務部・会計部・祭典部の三部とそれぞれの部に属する係の設置について述べている。

庶務部事務章程は、庶務部全般が担当する仕事内容、部の役員と係の構成について述べ、続いて、庶務部に所属する御分靈送迎係事務章程を皮切りに十係の事務章程を順次記載している。

会計部事務章程は、会計部が会計事務全般の担当であること述べ、その執行に当たる役員、係の構成及び職務内容について具体的に記述している。続いて、会計部に所属する用度係をはじめ六係の事務章程が記載されている。

祭典部事務章程は、祭典部が臨時大祭の祭典の全ての事務を担当することを述べている。そして、その執行に当たる部長や係長などの役員の構成及び職務内容を具体的に記述している。続いて、会計部に所属する神職係をはじめ七係の事務章程が記載されている。

『神社議員集会日誌』によれば、臨時大会事務章程が正式に決定されたのは、大正十一年（1922）七月七日であると記録されている。これに基づき、同年十二月十一日に、総裁本田秋憲、副総裁渡邊一郎、顧問熊崎喜衛門、同布勢又藏、同荒木秋崖が選任された。さらに、他の役員選考は、神職・総裁・副総裁・副總裁・顧問に一任された。

その後、一任された神職・総裁らは、何度か会議を開き、大正十二年一月四日に、役員全員を決定した。同年二月五日に、臨時大祭の委嘱書及び依頼状が副総裁・顧問・正副部長・正副係長らの総員八十四名に配達された。さらに、一月十二日に古川町役場楼上にて、臨時大祭の役員大集会を開き、本田総裁より、事務章程の説明がなされた。

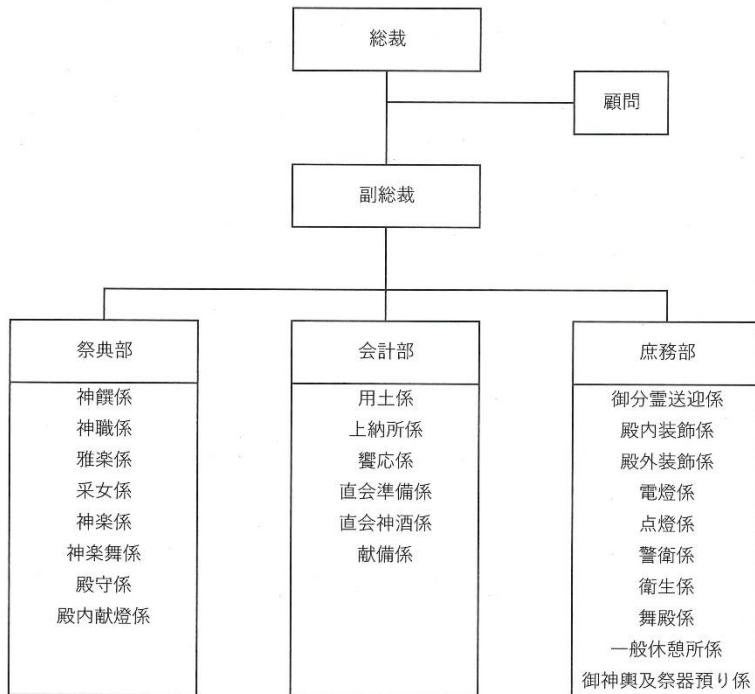


図2 臨時大会運営組織図

三 史料紹介(二) 臨時大祭御分靈招請状

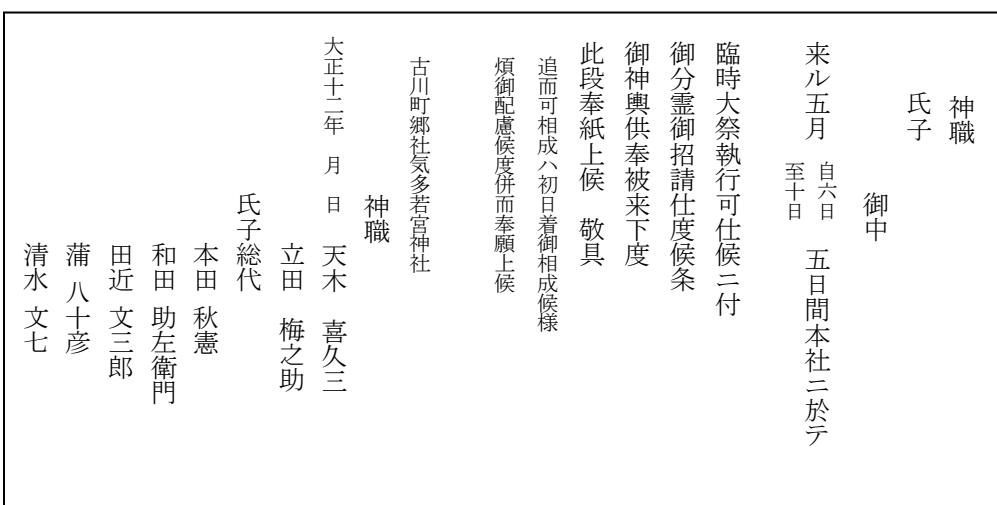


図3 臨時大祭御分靈招請状

①史料の解説

『神社議員集会日誌』によれば、御分靈招請状が発送されたのは大正十二年（1923）三月八日であると記録されている。招請神社は、二百三十社であった。対象となる神社は、吉城郡と高山町は全社、大野郡と益田郡は、郷社であると大正十一年（1922）七月五日に決定して
いた。

この招請状は、御分靈の招請と神輿供奉をお願いした内容である。

また、追記として、なるべく大祭初日の神輿供奉をお願いしている。

この意図は、招請側としては大変であるが、賄々しく華やかな大祭を創出したいという願いからと推察される。

差出人は、初職二名、田子綱作五名の計七名である。

神職天木喜久三は、社司、立田梅之助は神宜であつた。臨時大祭中行われる本祭、夜祭などの祭主は天木喜久三、副祭主は立田梅之助が務めた。天木喜久三は、古川町布勢又藏家出身で明治四十三年（1910）から昭和四十一年（1966）までの五十六年間の大変長きにわたり社司・宮司を務めた。また、立田梅之助は神職の傍ら号を湯萬年と称し石工・彫刻家として活躍し飛驒各地に作品を残している。大正十一年作成の氣多若宮神社の社号碑もその一つで現存している。

氏子総代五名中、本田秋憲・田近文三郎・蒲八十彦・清水文七の四名は、古川町選出、和田助左衛門は、神社の所在地上気多選出となつていい。五名は、それぞれ臨時大祭の重要な役員に就任した。それは、総裁本田秋憲、祭典部長和田助左衛門、庶務部長田近文三郎、会計部長蒲八十彦、会計部副部長清水文七であつた。臨時大祭は、この五名が中枢となり企画運営された。

四 史料紹介（三）御分靈供奉予定回答の葉書

左の史料は、郷社栗原神社（上宝村宮原）からの回答を記した葉書である。

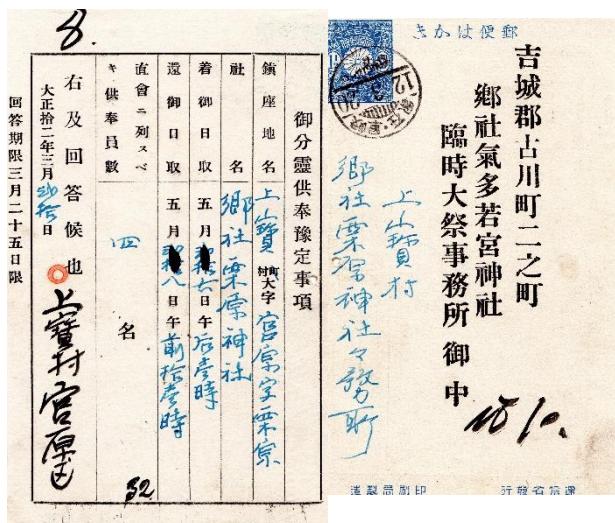


図4 御分靈供奉予定事項回答の葉書（郷社栗原神社）「氣多若宮神社所蔵資料」

①史料の解説

葉書は、招請状と共に各神社に配布されと思われる。三月二十五日までに回答するよう求めっていた。大祭準備の基礎資料となる大変重要な情報を得る役割を担っていた。

- ・御分靈供奉の有無
 - ・鎮座地の地名
 - ・神社名

- ・着御
- ・還御の日時
- ・直会への出席人数

各神社からの回答を基に、各部が大祭を迎える準備を行つた。例えば、直会の料理、神酒の手配などである。また、「御分靈入御還御記載簿」等の資料を作成した部もある。その一例を次に紹介する。

五 史料紹介（四）「御分靈入御還御記載簿」

御分靈	入御	吉城郡古川町	大字社格	神社	検印	祭典部
御分靈	入御	吉城郡古川町	大字社格	神社	印	祭典部
六日午前	八時半	午后四時十分	殿町	増島天満神社	印	
六日午後	一時半	十一時半	上町	栗原神社	印	
六日午前	十一時半	午后四時廿五分	沼町	大歲神社	印	
六日午前	一時半	四時半	是重	貴船神社	印	
六日午前	九日	十日	大歲神社	大歲神社	印	
十時半	午前	午后	沼町	貴船神社	印	
午前十二時	下氣多	是重	大歲神社	大歲神社	印	
午前十二時	水穂神社	大歲神社	貴船神社	貴船神社	印	
印	印	印	印	印	印	

図5 「御分靈入御還御記載簿」

①史料の解説

この史料は、祭典部が作成したものである。各町村別に御分靈を入御・還御した日時とその神社名が記載され一覧にしたものである。図5は、古川町のみを紹介しているが、吉城郡・大野郡の各神社別に同様にまとめられている。この記載簿を見ると、吉城郡から百社、大野郡から十二社合計百十二社が入御・還御したことが分かる。

入御は、大会初日五月六日七十五社、七日十六社、八日六社、九日十三社、十日二社となつてゐる。一方、還御は、六日三社、七日二十九社、八日十三社、九日五十七社、最終日十日十社となつてゐる。(図六及び資料3参照)

御分靈入御還御神社数		
郡	町村	神社数
吉城郡	古川町	5
	国府村	23
	細江村	7
	小鷹利村	10
	河合村	6
	坂上村	3
	袖川村	9
	阿曾布村	17
	船津町	7
	上宝村	13
大野郡	高山町	5
	灘村	1
	大名田村	1
	丹生川村	4
	宮村	1
	計	112

図6 御分靈入御還御神社数
「御分靈入御還御記載簿」(気
多若宮神社所蔵資料)をもとに
作成)

六 史料紹介（五）「庶務部日誌」

大祭執行に当たつては、事務章程事務所規程第六条に基づき各部各係は日誌と係員の出勤簿を整えることになつていた。史料紹介(五)では、

「庶務部日誌」を次の史料紹介(六)では、「殿外裝飾係日誌」を取り上げ部や係の具体的な動きや活動に迫っていく」とする。

增島神社及河合村有家白山神社之一社第一着二参着

相成タリ

第二 細江村数河松尾白山神社参着相成タリ

日誌
庶務部

庶務部員日勤簿

六日 七日 八日 九日 十日 備考

田近文三郎

川上弥兵衛

政井 藤三

足立仁太郎

樹下
代吉

田口鐵太郎

牛丸副部長

本田總裁

渡邊副總裁

熊崎顧問

天木顛問

半丸顧問

卷之二

孝子傳

11 of 11

図7 「庶務部目誌」

午後九時詰所閉鎖ス

本日之本祭午后四時執行之旨通知アリタリ
本日之夜祭午后七時半執行之旨通知アリタリ

舞殿係一名	殿内裝飾係二名
休憩所係二名	神職係二名
殿守係二名	上納係三名
用度係五名	獻備係二名
饗心係五名	直會係二名

以上二十一名

五月六日晴天 各神社賑々敷御参着相成タリ
本田總裁 渡邊副總裁 各係長以下部員出席セラル
荒木顧問出席セラル
郷社以上御分靈奉送迎之為各係へ警護派遣方通知セリ

図8 5月6日「庶務部日誌」

五月七日	雨降
田近庶務部長以下係員出席セラル	
本日之報告祭午前九時執行之旨祭典部ヨリ通知アリタリ	
本日本田總裁渡邊副總裁出席セラル	
水穂神社 献備品奉納 品目并二町村名	
古川町大字下氣多区 神并二柳樽	
左記之通り通知ス	
祭典部 会計部	
昨日御通知申上候貴部係員本日午前	
十一時迄ニ送迎係詰所テント迄奉迎之	
為御出被下可候	
飛驒總社氏子總代より御神輿□□□□	
申越ニ依り左通り回答セリ	
謹啓本日ハ雨路御苦勞様ニ奉存候ニ付	
甚も御苦勞ニ候得共日時迄人夫御出し	
被下可候	
県社飛驒總社午後零時御参着尔相成各	
部員係員全部奉迎申上賑々敷	
御参殿相成タリ	
天木 熊崎両顧問出席セラル	

図9 5月7日「庶務部日誌」

五月八日	雨降
渡辺副總裁牛丸忠次田近庶務部長	
以下部員出席セラル	
祭典部より本日之本祭午後九時之旨通知アリタリ	
本日国幣小社水無神社午前十時三十分御参着之旨	
通知有之副總裁以下部員一同御出迎ヒ出場セラル	
荒木顧問出席セラル	
本田總裁各係長出席セラル	
左記之通り通知相成タリ	
本祭午前九時、本祭日ノ神徳祭	
午後五時	
荒城神社御参着ニ付總裁以下部員奉迎セリ	
左記之通り祭典部より通知	
有之ニ付牛丸副部長出席セラル	
祭典之儀ニ付大急御協議申上度件	
出来致候間御迷惑様な可ら直ニ祭典	
部御参加ニ成下可候	
祭典部ヨリ左ノ通知アリ	
總裁ノ決裁ヲ經テ本日ノ神徳祭夜祭ヲ	
午後八時ニ合併執行可相成ニ付此段	
御通知ニ及ビ候也	

図10 5月8日「庶務部日誌」

五月九日 晴天	本田總裁 布施 熊崎両顧問 田近部長 各係長及ヒ部員一同出席セラル
立錐之余地なく参拝者数万人	本日好天氣尔テ意外ノ人出尔テ境内
祭典部より本日の本祭午後二時執行	之旨通知アリタリ
祭典部より撤饌之儀ニ付意見如何	之照会アリタリ
祭典部ヨリ本日ノ夜祭午后七時ヨリ執行可相成旨	通知アリタリ
總裁局ヨリ本日ハ参詣者多数ニ付キ特ニ各係員全	部夜祭終了後追出務相成ル様各係へ通知方取計ワ
レタキ旨通知アリタリ	祭典部ヨリ撤饌ハ如何イタシマセウ祭典部へ
話渡シガ有リマセンデ心配シテ居ル旨ニテ	意見承リタキ由照会アリタリ
祭典部ヨリ本日ノ本祭ハ午後二時執行可相成	旨通知アリタリ
庶務部長以下部員ノ集合ノ席ニテ終了日ニハ各部	
青年有志ヨリソレク仁輪加其ノ他ノ催ヲナシ郷社	
境内ヘニギクシク御集リワイタシ度キ旨依頼状ヲ	
明朝早区長ヘ発送スルコトニ決定セリ	

図11 5月9日「庶務部日誌」

五月十日 晴天	牛丸忠次 田近庶務部長 樹下 川上部員出席 昨夜ノ協議ニ基キ早朝左之通り依頼状ヲ發ス 記
本日ハ目出度キ大祭終了につき各部青年	有志にてそれく仁輪加其他の催にて氣多
若宮神社境内ヘにぎくしく御集のほど御	歓迎申上候間貴区内青年へ御勧誘被下度
相申候	相申候
五月拾日 総裁局	
各区長殿 二伸	
招待せし各神社は殆ど御還御に相成り	
淋しさを感じ候間精々御勧誘相成度	
申添候	
本日ノ本祭午後二時執行可成旨祭典部	より通知ありたり
田近庶務部長より各係長を招き係員慰労会の件	尔付協議をなし左之通り決定セリ
記	
十二日午後慰労会を催すへきよ定を変更し	

図12 5月10日「庶務部日誌」

十一日取片付け後各係思いくニ催すること

係員一人御酒二合、肴料五十錢宛 呈すること

本日總裁田口副部長足立部員出席

大野郡清見村新宮より伊勢神楽来り

舞殿尔於てカグラ舞を催春

十二日慰労会折詰注文取消しを北平宇吉へ交渉スルコト

ヲ鈴木長三郎氏へ依頼ス

交渉の結果鱈及鳥貝ハ其れく準備後ニ付キ交渉纏マラズ
困テ不得止 鱈照焼鳥貝□一ブル三種薄板包ニ変交シテ
北平宇吉へ二百八十人前日下部儀太郎へ七十人前注文セ
リ慰労会ハ十一日午後四時ト決定ス

記念写真ハ大石段ノ所ニテ玉腰写真師
サツエー セシム
本日夜祭午後七時執行ノ通知アリタリ

①史料の解説

庶務部日勤簿から庶務部は、田近庶務部長をはじめ庶務部員七名で構成されていたことが分かる。これらの部員に引き続き本田總裁、渡邊副總裁、各顧問の日勤簿が記載されている。このことから庶務部に總裁・副總裁・顧問が常駐し庶務部が、臨時大祭の本部の役割を果たしていたと思われる。この日誌で区長宛の依頼文の中で總裁局が出てくるが、總裁を中心とした本部名と考えられる。

庶務部として大祭の運営や進行状況を見極めながら、各部を指揮監督し、課題や問題に対し總裁らの判断や指示を受けながら活動を展開したと推察される。

その例をこの日誌の中から取り上げると次のようになる。

- ・郷社以上の御分靈送迎への対応 各係から係員を動員して送迎した。
- ・飛驒総社への対応 飛驒総社からの照会に対し回答した。
- ・祭典部の祭典執行についての相談に對して回答した。
- ・各区長に対し青年の仁輪加参加への依頼状を発送した。
- ・慰労会の日時の変更や料理の変更を依頼した。
- ・記念写真の撮影を実施した。

次に、この日誌から大祭五日間の様子を捉える。

- ・五月六日は、晴で各神社が賑々しく参着した。
- ・五月七日は、降雨となり各神社雨路の中苦労して参着した。
- ・飛驒総社の参着には、各部員各係総出で奉迎した。
- ・五月八日も降雨となつた。午前十時半頃国幣小社水無神社の奉迎を副總裁以下各係員総出で行つた。
- ・五月九日は、晴天となり神社へ多数の参詣者が訪れた。そのため、

各係は夜祭終了まで出役した。

・五月十日は、晴天となつた。各区長へ青年による仁輪加が本日開催されるので神社へ参集して欲しいとの依頼状を出す。

また、十二日の慰労会の日時を変更し後始末の後十一日に開催することを各係に伝えた。

この「庶務部日誌」は、大祭当日の天候、各神社の参着と奉迎の様子、参詣者の状況や大祭に関わる係の動きが具体的に記述され生々しく当時の様子を伝えている。

七 史料紹介（六）「殿外装飾係日誌」

「殿外装飾日誌」は、庶務部に所属し参詣路の装飾や町内の環境整備及び巡回等を担当した殿外装飾係の日誌である。

出席者	岡田 政井 日下部 柚村
開催ス	四月二十二日
本日午後八時役場楼上ニ於テ係員打合会を開ク 出席者全員	四月二十五日
本日午後八時小瀬宅三於テ打合会	

図14 4月22日・25日「殿外装飾係日誌」

協議事項 鳥御買渡ノ件
大祭初日 全員七時 神田不動尊
前ニ集会ノ事

惣人欠出勤スル中ハ出不足金貳円
徴収候決定ス

四月二十六日

本日午後一時ヨリ市中障害物不潔物ノ取拂調査ノタメ左記ノ者

巡回セシム

坂本芳之助 北村清太
柚村久太郎

本日関係区長へ左記ノ通り依頼

状ヲ発ス

区長宛 殿外装飾係長

大正十二年四月二十六日

臨時大祭殿外装飾ノ件依頼
拝啓 陳バ農繁ノ規節ト相成候段

今回臨時大祭举行ニ付区長集会ノ節御協議
相成居り候事トハ存シ候へ共左記事項御区内一段ヘ御注意旁々御通達置被下
度此段重テ及依頼候也

左記
一、氏子一般献燈ヲ出サシムル事

図15 4月25日「殿外装飾係日誌」

五月二日	前日引続キ仕事ノタメ左記ノ者 出場ス
岡田 政井 平林 小邑 古田	岡田 政井 平林 小邑 古田
野村 西野 打田	野村 西野 打田
五月四日	本日午前市中巡視トシテ左記ノ 者出場ス
岡田 北村 坂本	岡田 北村 坂本
午后 郷社道路杁垣破損シ候ノ 手直シノタメ左記ノ者出場ス	午后 郷社道路杁垣破損シ候ノ 手直シノタメ左記ノ者出場ス
五月五日	記名
小瀬 岡田 政井 神出 田代	小瀬 岡田 政井 神出 田代
田代 渡邊 坂本 平林 小邑	田代 渡邊 坂本 平林 小邑
畠中 西野 古田 船坂	畠中 西野 古田 船坂
五月一日	全員休ミ
五月二日	本日青年会員杁垣着手出場二付監督ノ タメ左記ノ者出場セリ
小瀬 渡邊 畑中 神出 田代 是重	小瀬 渡邊 畑中 神出 田代 是重
五月三日	六、祭礼社旗ヲ立て旗下ヲ附ス事 三、各区ニ飾物ヲナス事 四、氏子ハ各戸簾ヲ懸ケ道路ヲ掃除 スル事 五、屋台ヲ裝飾シ屋台倉ニ飾リ置ク事 六、各道路及見安キ所ノ不敬物ニ渡ル ヘキモノハ榾ヲ以テ十分覆ヲナシ 且肥料ノ溜桶等ハ通路ヨリ二十間 以上離シタル所ニ置ク事 但取扱期日ハ五月一日迄トシ若シ 期日迄三取扱ハザル時ハ係員ニ於 テ処分スル事 七、家屋前ニ荷車其他一切見苦シキモ ノハ取扱ノコト

図16 4月25日・5月1日「殿外裝飾係日誌」

五月二日	前日引続キ仕事ノタメ左記ノ者 出場ス
岡田 政井 平林 小邑 古田	岡田 政井 平林 小邑 古田
野村 西野 打田	野村 西野 打田
五月四日	本日午前市中巡視トシテ左記ノ 者出場ス
岡田 北村 坂本	岡田 北村 坂本
午后 郷社道路杁垣破損シ候ノ 手直シノタメ左記ノ者出場ス	午后 郷社道路杁垣破損シ候ノ 手直シノタメ左記ノ者出場ス
五月五日	記名
小瀬 岡田 政井 神出 田代	小瀬 岡田 政井 神出 田代
田代 渡邊 坂本 平林 小邑	田代 渡邊 坂本 平林 小邑
畠中 西野 古田 船坂	畠中 西野 古田 船坂
五月六日	全員休ミ
午前五時ヨリ九時迄郷社道路 杁垣修理及提灯二十一個増島 天満神社ヨリ借入新提灯拾個	午前五時ヨリ九時迄郷社道路 杁垣修理及提灯二十一個増島 天満神社ヨリ借入新提灯拾個

図17 5月2日・4日・5日・6日「殿外裝飾係日誌」

龜三十本分清水文七ヨリ買入樹立ス			
出場者ハ	小瀬	岡田	政井
日下部	北村	渡邊	野村
打田	坂本	是重	平林
野村	古田	船坂	小邑
午前十時	郷社境内詰所		
出場者			
平林	岡田	政井	是重
日下部	小瀬	烟中	小瀬
北村	西野	古田	船坂
渡邊	小邑	岡田	政井
野村	西野	古田	船坂
午前九時	詰所へ	出場者	
係員全員出場セリ			
本朝午前五時	モール杉垣添付ノタメ		
午前九時詰所へ	出場者		
小瀬	岡田	政井	日下部
岡田	政井	日下部	
小邑	西野	古田	船坂
西野	古田	船坂	
古田	船坂		
五月八日			
午前九時	左ノ出場者		
小瀬	□田		
午前九日			
午前九時詰所出場者			

図18 5月6日・7日・8日・9日「殿外装飾係日誌」

小瀬	岡田	政井	北村
日下部	田代	烟中	平林
小瀬	岡田	政井	平林
日下部	田代	是重	
本夜午后七時	モール取扱ノタメ		
烟中	袖村	平林	西村
袖村	平林	西村	神出
日下部	打田		
打田			
五月拾日			
午前九時詰所	出場者		
出場者			
本日終了ノタメ取扱左ノ者			
渡邊	烟中	北村	柚村
船坂	小邑	坂本	古田
神出	7分是重	5分野村	
岡田	七分平林	小瀬	
七分平林	小瀬		
政井			
五月拾壹日			
臨時雇人夫			
柏原彥二郎			
打田文一			
北平善太郎			
官林徳三郎			
神出	一郎		
川仲末吉			
堀重			

図19 5月10日・11日「殿外装飾係日誌」

諸支払	一、金五拾五円九十錢	モール代
	一、金式円六十五錢	小瀬立替
	一、金式円式拾八錢	末崎立替
	一、金參円	自動車運賃
	一、金十六円	岐阜高山運賃
係員名	太江諸費	
係長 小瀬友吉	係員 通計	
副係長 岡田重五郎	金八円九十八錢	丸太借賃
副係長 政井藤三郎	金八十円	鳥御代金
係 神出定二郎		
日下部健太郎		
田代興三		
北村清太		
渡邊彦右衛門		
野村由之助		
打田三郎		

図20 5月11日「殿外装飾係日誌」

①史料の解説

殿外装飾係は、小瀬友吉係長以下二十名で職務を遂行していた。職務遂行に当たり、係として係員の出不足料として一円の徴収を決めているなど職務遂行への強い決意が窺われる。

- 大祭前行っていた職務は、次の点が挙げられる。
- 市中の障害物や不潔物の取り払いの調査と巡視

・区長へ七項目の依頼

- 青年団実施の郷社参道に対する杉垣とモールによる装飾作業の監督

区長への依頼七項目を見ると、氏子には、家の前の環境整備や献灯の義務を課し、提灯竿を建てる位置を具体的に指示するなど細かく依頼

上谷彦次郎	坂本芳之助
是重松之助	平林床三郎
小邑庄助	畠中松之助
西村松之助	柚村久太郎
古田大吉	古田大吉
船坂由五郎	船坂由五郎

図21 5月11日「殿外装飾係日誌」

している点が注目される。また、区に対しては辻旗を立てること、屋台や屋台蔵の飾りを依頼している。これらのことから、各神社の御分靈供奉に対して不敬にならないよう市中全体に統一感のある綺麗な環境整備に係として細心の注意を払い努力していたことが分かる。

また、郷社参道の杉垣は、古川青年団総出で参道の両側四百間に渡り行われた。この作業の指揮監督に当たった。

大祭期間中の五日と六日は、早朝午前五時から出役し杉垣の補修や、提灯の飾りつけ作業に従事している。七日から十日は、午前九時に、詰所にて職務に当たった。さらに、後片付けとして、十日夜七時よりモール撤去、十一日に杉垣や提灯等の撤去作業を行つたと思われる。

「鳥御」についてその役割は、不明であるが縁起の良い飾りとして使用されたかも知れない。

八 おわりに

史料紹介を通して、大正十二年の臨時大祭は、氏子の理解と協力を得て氏子総代を中心組織的計画的に斎行されたこと、また、斎行中生じた課題や問題に柔軟に対応しながら、割り当てられた職務を部員・係員の熱意や努力により真摯に遂行されたことが捉えられた。

今回紹介した史料は、六点のみであり、臨時大祭の一断面を捉えたに過ぎない。深く臨時大祭の実相に迫るには、祭典部、会計部、各係の日誌等を精読調査し総合的に考察する必要がある。

さらに今後の課題を挙げると次のようになる。

・今回の調査では、臨時大祭が斎行された目的や契機を把握できなかつた。郷社氣多若宮神社は、大正十五年（1926）二月に県社に昇格した。このことから、臨時大祭の斎行は、県社昇格に向けての環境づ

くりの一環とも推察される。今後さらに調査を深める必要がある。

・臨時大祭斎行に当たつての各係の配置図・境内の様子等の史料を見出し、直会会場、庶務部、各係の詰所などの位置を特定したい。

・各神社が参着後、どのような順序でどう係が対応したのか。各係の仕事の流れや、連携について明確にできればと思う。

・臨時大祭の収支についての検討を行い、金銭面から大祭を捉えることも大切である。

＊参考資料として五点を次頁より記載する。

・資料1 大正十二年氣多若宮神社臨時大祭の経緯概要

『神社議員集会日誌』「飛驒市行政資料」をもとに作成

・資料2 御分靈入御還御一覽表

「御分靈入御還御記載簿」「氣多若宮神社所蔵資料」をもとに作成

・資料3 大正十二年臨時大祭書類箱中に保管されていた史料名一覽表

「氣多若宮神社所蔵資料」をもとに作成

・資料4 大祭式典次第

「飛驒市行政資料」をもとに作成

・資料5 雅楽係日誌

「飛驒市行政資料」をもとに作成

資料1 大正12年気多若宮神社臨時大祭の経緯概要

NO1

年次	月	日	事項
大正6年 (1917)	11	23	・神社議員の集会において後藤新三郎より大正6年度において、7年度春季の臨時大祭を執行するか否かについて議決するよう緊急動議が出される。 ・11月26日まで各区長が区民の意見をまとめ、市中総代に報告し、28日有志の大会を開催し臨時大祭について協議することを決める。
大正7年 (1918)	11	23	・臨時大祭祭典は、大正9年度において執行することに決定。 ・時期及予算又は、委員等は町有識者大会にて決定する。 ・大祭典準備金として、金120円を本年度後期神社費に割賦すること。
大正8年 (1919)	3	28	・臨時大祭典費、本年度割賦積立は、下記の通りとする。 ・前期割 150円 臨時割 7月 500円 後期 300円
	11	23	・大正9年執行予定の臨時大祭を準備日数不足により大正12年度に延期する。
大正9年 (1920)	5	14	・臨時大祭期日の決定を予算案作成し、古川町氏子有志会を開き決める予定である。
	11	23	・区長全員一致の意思として12年度に大祭を執行することを氏子総代に伝える。
大正10年 (1921)	3	31	・本年度大祭準備金は、前年通り金1,000円徴収する。
大正11年 (1922)	1	16	・役員会にて大祭執行日は、5月1日より5日までと決定し、各区長に区民の賛否を投票により聞き報告するよう依頼する。
	2	7	・大祭執行日を氏子の多数により、5月1日より5日と決定する。
	3	31	・本年度大祭準備金は、前年通り金1,000円徴収する。
	6	27	・大祭準備調査のため、高山町総社神職伊藤社掌を招待することを決める。
	7	4	・高山町総社神職伊藤社掌を招き臨時大祭の準備について相談する。
	7	5	・臨時大祭の施行日を5月6日より10日までとする。2月7日の決定を変更する。 ・臨時大祭の幹部役員を略定する。 ・臨時大祭の事務所を古川町役場とする。 ・招聘する神社は、吉城郡全社、大野郡、益田郡郷社、高山町全社とする。 ・大祭の広告高札を四か所に設置する。(広瀬・杉崎・本光前・牛丸前)
	7	7	・臨時大祭事務章程を決定する。
	7	8	・各銀行及び会社へ臨時大祭神社器具の寄付をお願いする。
	12	11	・臨時大祭の幹部配役を全員一致で決める。総裁 本田秋憲 副総裁 渡邊一郎 顧問 熊崎喜衛門 布勢又蔵 荒木秋崖 ・他の役員の選考は神職・総裁・副総裁・顧問に一任する。 ・大祭記念樹として、境内に200本桜を植える。
	12	26	・臨時大祭役員決め集会。(神職・総裁・副総裁・顧問)
大正12年 (1923)	1	3	・臨時大祭役員決め集会。(神職・総裁・副総裁・顧問)
	1	4	・臨時大祭役員決め集会。(神職・総裁・副総裁・顧問)参考人として、田近・清水総代出席。役員全部決定。
	2	5	・臨時大祭嘱託書及び依頼状を副総裁・顧問・正副部長・正副係長84名に配達する。
	2	8	・本田総裁宅にて、総裁・田近・清水で臨時大会予算案原案を作成する。

資料1 大正12年気多若宮神社臨時大祭の経緯概要

NO2

大正12年 (1923)	2	11	<ul style="list-style-type: none"> ・神社議員会を開催し、大祭予算・準備事務内容を決定する。 ・臨時大祭支出予算全額4,200円に決定する。 ・大祭用神職宿・神楽宿・奏楽宿・采女宿4軒を借り上げ。 ・一般直会料理は、折詰・赤飯・酒とする。 ・来賓直会料理は、折詰・吸物・刺身・赤飯・菓子とする。 ・神職用夜具を20人前予約する。
	2	15	<ul style="list-style-type: none"> ・役場楼上にて臨時大祭の役員大集会を開き、総裁より事務章程の説明をする。
	2	17	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭費の徴収金1,500円、3月と4月に分けて集金する。 ・采女・神楽衣装を調整する。 ・神職の衣装調整に補助金を出す。
	3	8	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭招聘の神社に招請状を出す。招待神社は、230社。 ・大祭各係員の人選を各区長に依頼し12日までに清水まで報告するよう要請する。 ・大祭関係各神職に依頼状を出す。
	3	18	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時大祭の幹部会を開催し、各係員の人選をし配役する。
	3	28	<ul style="list-style-type: none"> ・高山町八幡社の今村社掌を招き神楽ノ舞を船坂亦一宅で行う。
	4	2	<ul style="list-style-type: none"> ・郷社参道に、大祭期間装飾提灯を設置する。 ・役員・係員の臨時控所の設置をする。
	4	11	<ul style="list-style-type: none"> ・本田總裁宅にて、水無神社・八幡神社・飛驒総社・日枝神社の御分靈供奉者の休憩所を検討する。
	4	17	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭の来賓8名、寄付者29名に大祭招待状を発送する。
	4	24	<ul style="list-style-type: none"> ・役員会で次の点を決定する。 ・記念樹は、4月25日に境内に植える。 ・境内清掃を、4月27日より5月1日まで20人で実施する。 ・区内例祭旗は、5月4日より10日まで建てる。
	4	25	<ul style="list-style-type: none"> ・古川役場で臨時大祭係長会を開催する。
	4	28	<ul style="list-style-type: none"> ・大祭用臨時建物建設の入札をする。
	4	29	<ul style="list-style-type: none"> ・直会用料理店5軒を集めて打合せ。直会客750人。
	5	1	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時より、人足40人で境内掃除。
	5	2	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時より、人足60人で境内掃除。 ・古川町・国府村・小鷹利村・細江村へ供米袋を配布。
	5	3	<ul style="list-style-type: none"> ・午前7時より、人足60人で境内掃除。 ・殿内装飾。
	5	4	<ul style="list-style-type: none"> ・各部正副部長・係長社務所で準備と事務。
	5	5	<ul style="list-style-type: none"> ・総裁以下総出で準備。
	5	6	<ul style="list-style-type: none"> ・増島神社は、一番に到着。78社の御分靈供奉到着。
	5	7	<ul style="list-style-type: none"> ・稻越神社を先達として、24社が御分靈供奉到着。
	5	8	<ul style="list-style-type: none"> ・国弊小社水無神社はじめ10社の御分靈供奉到着。
	5	9	<ul style="list-style-type: none"> ・54社が還御。
	5	10	<ul style="list-style-type: none"> ・増島天満神社・貴船神社をはじめ他3社還御。 ・青年団の仁和加、伊勢神楽の余興。
	5	11	<ul style="list-style-type: none"> ・各係員の残務整理。午後3時より各係で慰労会。
	5	12	<ul style="list-style-type: none"> ・殿内の器具の整理。
	5	14	<ul style="list-style-type: none"> ・氏子総代会を開催し残務整理。 ・臨時大祭招待者の欠席者17人に記念品と菓子を送付。
	12	22	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時大祭の決算を報告。総支出額5,380円99銭5厘。

『神社議員集会日誌』『飛驒市行政資料』をもとに作成

郡	町	大字	神社名	入御								遷御													
				5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日		5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日			
午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後		
古川町 5社	殿町	増島天満神社	8:30																					16:30	
	上町	栗原神社		13:30																11:30					
	沼町	大歳神社	11:30																		16:25				
	是重	貴船神社		13:30																				16:30	
	下氣多	水穂神社	10:30																					12:10	
国府村 23社	漆垣内	日枝神社	9:00																		10:00				
	桐谷	白山神社											10:00									16:18			
	鶴巣	白山神社		14:00																	14:00				
	今	稻荷神社			10:00															8:45					
	八日町	舊原神社	13:30																	10:30					
	山本	八幡神社	12:00																	15:00					
	宇津江	熊野神社	13:00																	11:30					
	広瀬町	広瀬神社	15:30																	12:00					
	全	広瀬神社	15:30																	12:00					
	三日町	伊豆神社											10:10								16:10				
	袁輪	西之宮神社											8:05								17:30				
	半田	琴平神社											10:00								16:07				
	宮地	荒城神社											14:30								13:00				
	木曾塙内	阿多由太神社											10:00								16:00				
	西門前	熊野神社		10:00																10:00					
	上広瀬	廣防神社		8:45																13:00					
	全	加茂神社		8:45																13:00					
	村山	天満神社											9:10								16:15				
	糠塙	白山神社											11:00								16:15				
	瓜巣	白山神社											12:00								16:23				
	全	加茂神社											12:00								16:23				
	全	熊野神社											12:00								16:23				
	名張	水無神社											11:00								16:12				
小糸利村 10社	谷	白山神社	12:40																		12:00				
	信包	熊野神社	12:40																	12:30					
	上野	神明神社	12:40																	14:00					
	畦畠	廣防神社	14:20																	11:00					
	下野	蘆原神社	12:40																	14:00					
	中野	白山神社	13:00																	13:00					
	黒内	春日神社	12:45																	15:00					
	高野	五社神社	13:00																	10:30					
	菅ヶ洞	恵比須神社	13:00																	12:00					
	寺地	八幡神社	13:00																	12:00					

資料2 御分靈入御記載簿

N O 2

郡	町	大字	神社名	入御						還御													
				5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日		5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日	
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後		
緑江村 7社	数河	松尾白山神社	9:00																			8:30	
	全	白山神社	9:00																			8:30	
	全	舊本神社	9:00																			8:30	
	杉崎	大鹿神社	11:30																			16:20	
	太江	高田神社		15:30																		12:00	
	蓑笠丸	諏訪神社	11:30																			10:10	
	末真	末高白山神社						17:00														14:30	
袖川村 9社	寺林	若宮八幡神社		12:30																		14:20	
	柏原	白山神社	10:00														18:30						
	西	倉野神社		12:00																		14:00	
	廻之内	白山神社		12:00																		12:00	
	大笠	白山神社	10:00														18:30						
	梨ヶ根	神明神社	9:30																			9:00	
	伏方	二柱神社		12:30																		10:00	
	巣山	伊太那曾神社	10:00														18:30						
	山田	津島神社	13:30															11:40					
吉城郡 阿曾布村 17社	数河	走瀬神社		15:00																		9:10	
	殿	加茂若宮神社		14:30													11:00						
	吉田	白山神社		12:30														12:30					
	下之保	神明神社		13:00														8:00					
	打保	桂本神社		14:00														6:30					
	石神	白山神社		14:00														10:00					
	丸山	日宮神社	10:30														11:00						
	釜崎	稻荷神社	10:00															13:30					
	小萱	白山神社		14:00														13:30					
	麻生野	麻生野神社		15:00																		9:10	
	東雲	桂本神社	10:00															13:30					
	奥麻生野	遊幡石神社		15:00																		9:10	
	野音	神明神社		14:00														13:30					
	岩井谷	白山神社		17:00														9:30					
	森茂	白山神社		17:00														9:30					
	下之本	神明神社		17:00														9:30					
	伊西	神明神社		17:00														9:30					
上宝村 13社	鼠餅	白山神社		12:00																		8:00	
	双六	白山神社		15:00														9:30					
	荒原	白山神社		13:00														11:00					
	宮原	栗原神社		13:00														11:00					
	葛山	白山神社		14:40																		8:00	
	良倉	神明神社		14:30																		8:50	
	倉柱	白山神社		13:00														11:00					
	在家	桂本神社		15:00																		12:00	
	岩井戸	木葉神社		14:30														11:00					
	吉野	豐受神社		14:30																		12:30	
	倉柱	神明神社		13:00														11:00					
	見座	玉水神社		14:10																		13:00	
	倉柱	宮原白山神社		13:00														11:00					

資料2 御分靈入御選御記載簿

N O 3

郡	町	大字	神社名	入御										遠御																
				5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日		5月6日		5月7日		5月8日		5月9日		5月10日								
				午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後							
吉城郡 16社	坂上村 3社	西忍	神明神社		12:00																			8:45						
		菅沼	白山神社			11:30																		8:30						
		林	富岡神社					12:00																9:30						
	河合村 6社	福越	福越神社			11:30										14:00														
		福越	富士神社			16:00																		10:10						
		保	立吳神社			13:00																		14:30						
	角川	神明神社		15:10												14:30														
		有家	白山神社	9:00												13:20														
		大谷	大山神社				8:00																	15:00						
	船津町 7社	鹿間	白山神社	10:30												11:00														
		船津	大津神社			14:00																		10:30						
		朝浦	八幡神社			15:00																		12:30						
		東町	白山神社	12:00												13:30														
		利石	白山神社			14:00																		8:30						
		跡津川	常盤神社（藤招キ申シタルモノ）							9:00														9:00						
		土	白山神社（藤招キ申シタルモノ）							9:00														9:00						
大野郡 12社	高山町 5社	八幡神社		14:30																				13:00						
		日枝神社				12:00																								
		三町	神明神社			12:00																								
		七日町	飛鷺蛇社			13:00																								
		飛舞招魂社			11:00																									
	灘村 1社	上岡本	辻ヶ森神社							10:10														17:00						
		折敷地	住吉神社	15:30																										
	丹生川村 4社	大沼	津島神社	15:30																										
		森部	荒木神社			14:00																		11:00						
		大壹	大八柱神社							10:00														16:30						
	大名田村 1社	花里	天満神社			14:00																								
	宮村 1社		水無神社						13:30															16:00						
合計				19	56	7	9	2	4	13	2	0	3	11	18	10	3	20	37	7	3	75	16	6	15	3	29	13	57	10

『御分靈入御選御記載簿』（「気多若宮神社所蔵資料」）をもとに作成

資料3 大正12年臨時大祭書類箱中に保管されていた史料名一覧表

N O 1

作成年次	西暦	月	日	作成者	受取者	文書等史料名
1 大正12年	1923	11				臨時大祭書類入（箱一つ）
2 大正12年	1923	2				第7区 第11区 第六号 領収書 本殿金具新調 御神輿修繕費寄付金
3 大正12年	1923	5	4	郷社住吉神社氏子総代	気多若宮神社氏子 総代本田秋憲	書簡
4 大正12年	1923	4	23	武州大宮片倉会社 堀武次外一同	郷社氣多若宮神社 社務所	書簡
5 大正12年	1923	4	30	村社日輪神社 総代豈住松太郎	郷社氣多若宮神社 社務所	書簡
6 大正12年	1923	4	27	船津町菱破区氏子総代	郷社氣多若宮神社 社務所	書簡
7 大正12年	1923	4	7	船津町東漆山 区長高林信太郎	郷社氣多若宮神社 社務所	書簡
8 大正12年	1923	5	4	末高白山神社氏子総代	郷社氣多若宮神社 社務所	書簡
9 大正12年	1923	5	2	河合村角川郷社 新明神社社務所	郷社氣多若宮神社 社務所	第7区 第11区 第六号 領収書 本殿金具新調 御神輿修繕費寄付金
10 大正12年	1923	5	5	桐谷区	北若宮神社社務所	書簡
11 大正12年	1923	3	16	樺玉神社氏子総代	気多若宮神社臨時 大祭事務所	書簡
12 大正12年	1923	5	2	郷社高田神社社務所	郷社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	書簡
13 大正12年	1923	5	24	坂上村西忍村社神明神 社氏子総代	郷社氣多若宮神社 社務所	葉書
14 大正12年	1923	5	5	益田郡下呂村郷社 住吉神社社司久津秀一	気多若宮神社 社務所	葉書
15						印鑑3個
16 大正12年	1923					嘱託書
17 大正12年	1923					印影
18 大正12年	1923					封筒（一つ）
19 大正12年	1923					直會券
20 大正12年	1923					大祭記念品（鏡一つ）
21 大正12年	1923				永瀬吉郎	葉書
22 大正12年	1923					葉書（照会）
23 大正12年	1923	5	2	灘村松本住吉神社 氏子総代	郷社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	葉書
24 大正12年					郷社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	葉書（出欠席回答）
25 大正12年	1923					郷社氣多若宮神社臨時大祭事務章程
26 大正12年	1923					社務所新築費指定寄付額
27 大正11年	1922	3				古々櫻乃登母加萬
28 大正12年	1923					神器預り証拠
29 大正12年	1923					神社到着名 送迎掛
30 大正12年	1923					神器預り所配置調書 御分靈送迎係
31 大正11年	1922					大正拾貳年年度 京都市三上正之助店 祭器注文照会書類及計算書綴込分 郷社社務所
32 大正12年	1923	5	13	神山民助	田近文三郎	書簡（引渡課目）
33 大正12年	1923					係札（送迎係）
34 大正12年	1923					日勤簿
35 大正12年	1923	5				大正拾貳年五月 臨時大祭祭典部雜書綴
36 大正12年	1923					委嘱書
37 大正12年	1923			古川町郷社 氣多若宮神社		臨時大祭案内状
38 大正12年	1923					大正拾貳年毫月 郷社氣多若宮神社 臨時大祭事務章程綴
39 大正12年	1923					臨時大祭神供米袋と版木
40 大正12年	1923					臨時大祭版木

資料3 大正12年臨時大祭書類箱中に保管されていた史料名一覧表

NO 2

41	大正12年	1923			郷社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	臨時大祭出欠届葉書
42	大正12年	1923				酒券
43	大正12年	1923				大祭に関する令状等の葉書
44	大正12年	1923	3	22	坂上村小谷 八幡神社氏子總代	書簡（大祭参加への断り状）
45	大正12年	1923			丹生川村町方千歳寺 白山神社氏子總代	書簡（大祭参加への断り状）
46	大正12年	1923			丹生川村瓜田 氏子總代荒川兵四郎	書簡（大祭参加への断り状）
47	大正12年	1923			船津町東漆山 鉱山金山神社氏子總代	書簡（大祭参加への断り状）
48	大正12年	1923			坂上村落合 区長岩佐市三郎	書簡（大祭参加への断り状）
49	大正12年	1923			大阪市三島一郎	書簡（礼状）
50	大正12年	1923	6	12	玉舎春輝	書簡（礼状）
51	大正9年	1920	1		郷社氣多若宮神社 会計部	領収書 社務所新築寄附金控 石玉垣寄付金控 大正九年七月 大正十二年貳月
52	大正9年	1920	3		郷社会計部	第貳号甲 寄附金玉垣石堤領収證
53	大正12年	1923	5	1		調物帳
54	大正12年	1923	5		臨時大祭殿外裝飾部	買物帳
55	大正12年	1923	5		臨時大祭舞殿係	調物帳
56	大正12年	1923			縣社氣多若宮神社 神樂掛	通
57	大正12年	1923	5		氣多若宮神社 臨時大祭社務所采女係	通
58	大正12年	1923			氣多若宮神社 臨時大祭上納部	物品借入帳
59	大正12年	1923				大祭調帳
60	大正12年	1923			縣社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	通
61	大正12年	1923			大村屋宿重森	古川町殿 記
62	大正12年	1923				送り状
63	大正12年	1923				丸太借入明細書
64	大正12年	1923				支拂ヲ要スル覺書
65	大正12年	1923	5	11	送迎係長	請求書
66	大正12年	1923	5	5	横水治八	会計部 記
67	大正12年	1923				記載順
68	大正12年	1923			郷社氣多若宮神社 会計部	壳渡品通知書
69	大正12年	1923			係長	郷社氣多若宮神社 会計部 物品請求書
70	大正12年	1923	5		樹下善左	氏子總代清水文七 殿 記（旗染代）
71	大正12年	1923			村坂兼造	氏子總代清水様 記（ねじ切り手間代）
72	大正12年	1923			会計部	送迎係 記
73	大正12年	1923			古川町氣多若宮神社 社務所	愛宕神社氏子總代 中 封筒
74	大正12年	1923			縣社氣多若宮神社 臨時大祭事務所	葉書（2枚）
75	大正12年	1923			係長	郷社氣多若宮神社 会計部 物品請求書（未使用）
76	大正12年	1923			郷社氣多若宮神社 会計部	壳渡品通知書（未使用）
77	大正12年	1923			郷社氣多若宮神社	大正十二年十一月 臨時大祭領収書綴
78	大正12年	1923			臨時大祭会計部	大正拾貳年五月自六日到十日 献納金及供米賽銭収入簿直会券及 饋菓受渡薄
79	大正12年	1923				目録
80	大正12年	1923			臨時大祭各部・係	臨時大祭日誌（庶務部・祭典部・衛生係・電灯並殿外点灯係 ・一般休憩係・雅楽係・采女係・殿守・殿内点灯係・神饋係 ・神職係・上納係・用土係・警備係・殿外裝飾係・献品係 ・神樂係/直会準備・直会神酒係・御分靈送迎係）
81	大正12年	1923	5		会計	第一号 献納簿

「氣多若宮神社所蔵資料」をもとに作成

資料4 大祭式典

第一号令	祭典次第
第二号令	祭主以下係員一同威儀ヲ整フ
次 祀主	神主祝詞ヲ奏ス (此間一同平伏)
次 大麻	塩湯ヲ行フ
第三号令	神樂起ル
祭主以下一同所定ノ座ニ着ク	神樂止ム
次 所役裝飾ス	
次 所役御鑑ヲ祭主ニ進ム	
次 祀主昇殿御屏ヲ開キ側ニ候ス (此間警鐘管樂倭歌ヲ奏ス)	
次 所後薦ヲ敷キ案ヲ設ク	
次 雅樂起ル	
次 祀主長副采女神饌ヲ傳供ス	雅樂止ム
次 後取貳ヲ敷キ祝詞座ヲ設ク	
次 所役祭主ニ祝詞ヲ進ム	
次 祀主祝詞ヲ奏ス (此間一同平伏)	
次 所役祭主ヨリ祝詞ヲ受ク	
二獻	神樂起ル
次 所後薦ヲ敷キ玉串案ヲ設ク	
次 所役玉串ヲ祭主ニ進ム	
次 祀主玉串ヲ奉奠拝礼員一同列拝	
次 所後薦ヲ敷キ玉串案ヲ設ク	
次 来賓係員玉串ヲ奉奠拝礼	神樂止ム
次 一同	
三獻	
次 神樂舞ヲ奏ス (此間神樂 神樂歌ヲ奏ス)	
次 倭舞ヲ奏ス (此間雅樂 歌ヲ奏ス)	
次 雅樂	
次 祀主長副采女神饌ヲ撤ス	雅樂止ム
次 所役饌案薦ヲ撤ス	
次 祀典主御屏ヲ閉チ本座ニ復ス	
次 所役祭主ヨリ御鑑ヲ受ク	
次 所役裝飾ヲ服ス	
次 神樂起ル	
次 祀主以下一同退出	神樂止ム

資料5 雅樂係日誌

五月五日	祭典次第ノ配布ヲ受ク	雅樂係
	係員ヲシテ必要ノ器具ヲ用土係へ申込ノ処一切拒絶セシム以テ伶人ノ器具ヲ借り入レ詰所坂本正太郎宅へ運搬セシム	
午後四時	祭典第一日 午前 五月六日	
	八時 係員黒木藤太郎 布谷友次郎 井西市太郎 直井孫作 詰	
	所へ出勤 十一時小野川たづ子 全上	
	伶人 惣員出席	
午後六時	セシムル事トナセリ 会計部ヨリ酒一斗五升、卵式百廿五個ヲ受領シ草履十足	
ヲ受領セリ		
午後八時	祭典第一日 午前 五月六日	
五常樂	曾口□□□通 (催馬)	
開扉	春鶯□□□□	
獻饌	口獻 (□□)	
口獻	神祭 (□□)	
撤饌	羅陵王	
退出	八仙急	
午後十時	夜祭午後八時執行 九時四十分終ル	
係員一同帰宅セシム		
第二日報告祭午前九時執行通知ヲ受ク		
出仕	加殿急	
開扉	伊勢ノ海	
獻饌	早甘州	
撤饌	酒胡子	
退出	納曾利	
以上第二日午前祭典獻樂ノコトニ決ス		

午前八時		係員一同出席	第二日	夜樂	夜樂	午後八時執行
午後二時	本學執行ニ付左ノ通り獻樂譜決定	出仕	平	早	甘洲	
開扉		出仕		入破		衣更
獻饌				□□		
撤饌				□□		
倭舞				天□□		
退出				胡喋樂		
午前十時晴曇不係						
水無神社古川御着之通知ニ依リ奉迎の為メ九時半迄ニ出張□□						
通知ニ接シ出迎として出張草田宅前ニ於テ獻樂一回						
着社獻樂統テ本祭執行						
午前九時		係員一同出席	第三日	五月八日	雨	
午後十時終ル						
十一時明八日午前執行ノ通知ヲ受ク左ノ						
五月八日朝祭午前九時執行ノ旨						
出仕	朝祭執行					
開扉						
神口						
獻饌						
撤饌						
退出						
午前九時	朝祭執行					
太平樂	道行					
青海波						
蘇合香	破					
祭天樂						

夜本祭	出仕	老君子	拾翠樂
開扉	開扉	伊勢ノ海	八雲立
獻饌	獻饌	北庭樂	□□急
倭舞	倭舞	春日山	□□□
撤饌	撤饌	竹林	迦陵頻
退出	退出	胡喋樂	輪鼓渾脫
午後四時祭典終ル	午後十時祭典終ル		
明日午前九時慰靈祭執行今通知ヲ受ク			
第四日 晴れ	午前八時半	係員一日出席	
	午前九時執行ノ雅樂左ノ通り		
出仕	越天		
出仕	賀殿急		
開扉	曾□か奴通		
獻饌	颯踏		
倭舞	天□□		
撤饌	海青樂		
退出	抜頭		
出仕	越天		
出仕	五常樂		
開扉	衣更		
獻饌	早甘州		
倭舞	天□□		

係員	井西市太郎
伶人 姓名	西村三郎
笠	木下永藏
全	坂本正太郎
龍笛	日根野吉次郎
簾簾	関谷光三
連日出勤	山下友三
以上	堺 善一
拾四名	後藤三四郎
欠勤者なし	種倉新三郎
	渡辺正八宇
	三島忠平
	田口孫七
	田中治平
	関口康平